

第5回 子どもの貧困対策情報交換会

日本の学校教育の 私費負担を考える

2017.1.22(日)
台東区民会館



第1部 講演

日本の高等教育における教育費の負担の
現状と課題

小林 雅之 さん
(東京大学総合教育研究センター教授)

第2部 シンポジウム

給付型奨学金をめぐる現在の動向

伴 幸生 さん
(奨学金連絡会/奨学金問題対策全国会議)

若者・学生の立場から

中学制服、高くないですか
—学校の私費負担を考える—

錦光山 雅子 さん(朝日新聞記者)

助言者 小林 雅之 さん



「なくそう! 子どもの貧困」全国ネットワーク

<http://end-childpoverty.jp> mail@end-childpoverty.jp
電話: 070-6576-3495

助成: 公益財団法人キリン福祉財団

なぜ、日本の学校教育では私費負担がこれほどにも多いのでしょうか？ これを解決するためには、どのような方向性があるのでしょうか？

現在、政府は、給付型奨学金導入へ向けた検討をすすめています。少しでも学費の心配なく高等教育を受けられることは、多くの人々の切実な願いですが、まだまだ十分なものは到底いえません。もともと、日本の学費が高額すぎることに問題がありますが、それはあまり問題にされてはいません。そもそも、義務教育段階から学校教育に多くの家計負担があることが大きな課題といえます。

なぜ、日本の学校教育では私費負担がこれほどにも多いのでしょうか？また、これを解決するためには、どのような方向性があるのでしょうか？研究者、市民・学生、新聞記者の立場からご報告をいただくとともに、みなさまとともに考えていきたいと思えます。

第5回 子どもの貧困対策情報交換会 プログラム

■第1部 14:00～15:05

開会 あいさつ

◎講演：小林雅之さん（東京大学 大学総合教育研究センター教授）

「日本の高等教育における教育費の負担の現状と課題」

■第2部

シンポジウム 15:15～17:00

◎錦光山雅子さん—朝日新聞科学医療部記者

「中学校制服、高くないですか—学校の私費負担を考える—」

◎若者／学生からの発言

★土肥有理さん（全国大学院生協議会2016年度議長／明治大学大学院博士課程2年）

★木戸寛捺さん（あすのば子どもサポーター、あしなが育英会大学奨学生、

内閣府「子供の貧困対策等に関する有識者会議」委員／早稲田大学2年）

◎伴幸生さん—教育の機会均等を実現する奨学金を考える連絡会（奨学金連絡会）

「給付制奨学金をめぐる現在の動向」

閉会 あいさつ

閉会后、同会場で、一時間程度の茶話会を予定しています。お時間のある方はぜひご参加下さい。

報告内容

- * 教育格差の現状
- * 教育費の負担の軽減策
- * 奨学金のメリットとデメリット
- * 所得連動型奨学金返済制度
- * 給付型奨学金の創設
- * 学生への経済的支援のあり方

日本の高等教育における教育費の負担の現状と課題

2017年1月22日

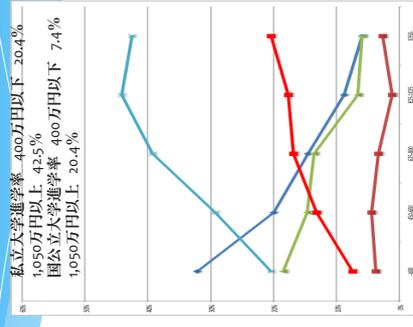
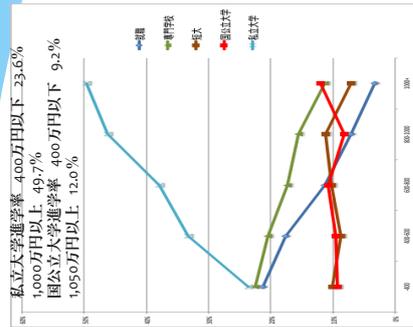
小林 雅之

東京大学総合教育研究センター

所得階層別高卒者の進路の比較

2006年と2012年

私立大学進学率には大きな格差、国立大学進学率の格差は拡大



CRUMP2006年調査

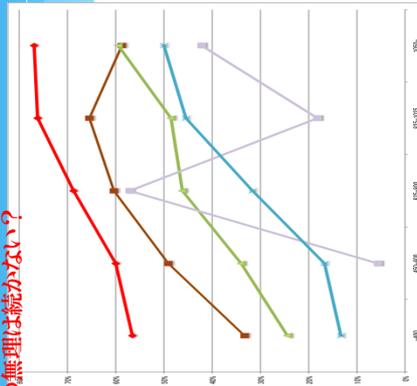
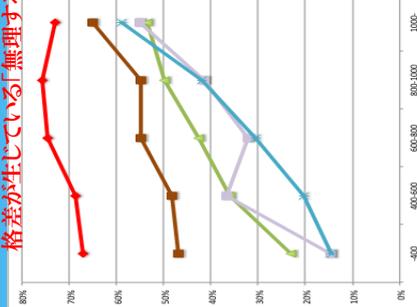
学術研究成果センター(金子元久研究代表) 東京大学・大学経営・政策センター、サンプル数は4,000

2012年高卒者保護者調査

文部科学省科学費研究費基礎(6)「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」(小林雅之研究代表)、サンプル数は、1,064

成績別所得階層別大学進学率の比較

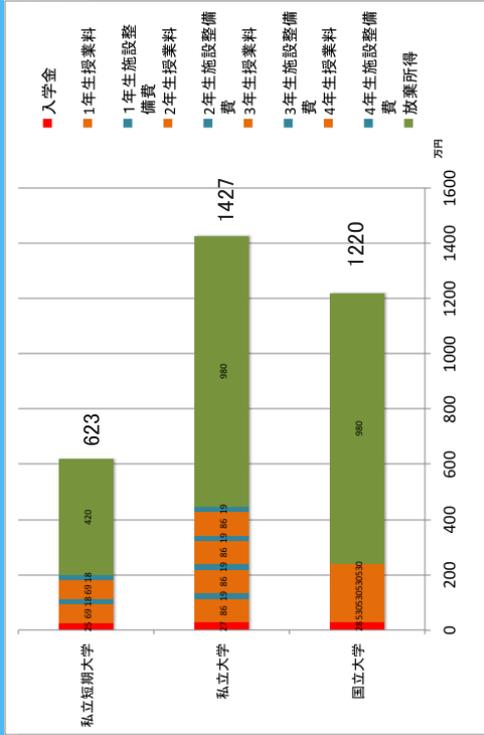
成績上位者は2006年には所得階層にかかわらず大学進学、2012年には格差が生じている「無理する家計」の無理は続かない？



CRUMP2006調査

2012年高卒者保護者調査

教育費の負担(学費と放棄所得)



教育費負担の軽減のための方法

- * **機関補助**
 - * 学費の無償・低授業料 (国立大学運営費交付金、私学助成などによる)
- * **個人補助**
 - * 給付奨学金 (grants, scholarships)
 - * 授業料減免
 - * 貸与奨学金 (student loans)
 - * 貸与奨学金の返済猶予・免除
 - * 補助 (allowances) 子育て、成人学習など
 - * ワークスタディ、TA、RA

年齢層別の教育費の負担軽減策

(4) 年齢層別の教育費等の主な負担軽減策

年齢層	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学等	大学院	
年齢0	分相別補助 児童手当 ※無償化に向けた政策的配慮 ・保育料の無償化 ・幼稚園教育無償化 ・児童手当 ・多子世帯の軽減者 ・長子の減免	義務教育の無償 (国立公立学校) (私立学校は授業料減免) 義務教育費無償化給付 (学用品、教材等) 特別支援教育給付 (学用品、教材等)	義務教育費無償化給付 (学用品、教材等) 特別支援教育給付 (学用品、教材等)	高等学校授業料減免 (私立学校は授業料減免) 奨学金 (学用品、教材等) 特別支援教育給付 (学用品、教材等)	奨学金 (学用品、教材等) 特別支援教育給付 (学用品、教材等)	奨学金 (学用品、教材等) 特別支援教育給付 (学用品、教材等)	奨学金 (学用品、教材等) 特別支援教育給付 (学用品、教材等)

(出典)教育再生実行会議第8次提言参考資料。

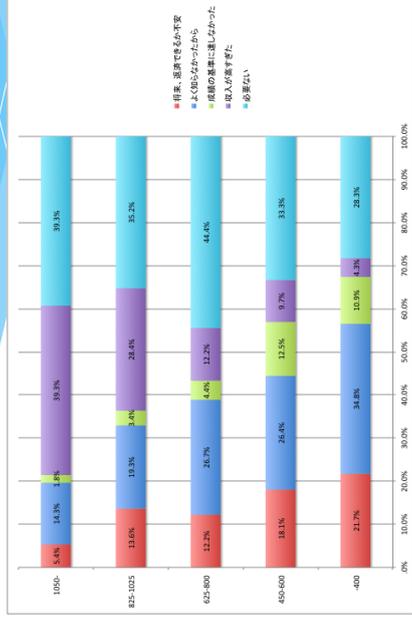
奨学金の分析軸

- * (1) 奨学金の支給主体 (政府、地方政府、公共機関、私的団体、大学)
- * (2) 奨学金の種類 (給付(グラント)と貸与(ローン))
- * (3) 奨学金の受給基準 (ニードベース(奨学)と merit ベース(育英))
- * (4) 奨学金の受給対象と奨学生1人当たり金額 (広く薄くか、狭く厚くか(総額は一定))
- * (5) 奨学金受給決定時期 (大学入学前(予約)と大学入学後(在学時))

ローンの拡大だけでは学生支援としては不十分

- * ローン負担問題やローン回避問題の発生（英米豪中日とも）
- * 低所得層ほどローン負担感強い
- * ローンの未返済に対するペナルティの強化の傾向
- * ローン回避傾向が低所得層で多くなる
- * 情報ギャップのため、ローンに対して認識がない（各国とも）
- * 低所得層は、放棄所得まで含めて約1,000万円の費用負担を軽減しないと進学困難
- * 家計急変などに対応が困難

奨学金を申請しなかった理由



文部科学省科学研究費基盤 (B) 「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」(小林雅之研究代表)、サンプル数は、1,064

所得連動型ローン Income Contingent Loan

- * ローン負担を軽減させ、回収率を上げる
- * 卒業後の所得に応じて返済、低所得ほど負担が少ない
- * 返済の不安に対する保険の機能
- * 7つの要素
 - * 所得に応じた返済額(所得の一定の割合)
 - * 一定所得(閾値)以下の返済猶予
 - * 一定期間あるいは年齢で帳消しルール
 - * 利子補給
 - * その他の考慮すべき要因(家族人数など)
 - * 源泉徴収あるいは類似の方法
 - * ローン総額(大きいほど未返済のリスク)
- * 各国の所得連動型ローンはこの7つの要素を組み合わせている
- * 上記の要素を変えることにより返済額は変化し、返済期間も変わる
- * 所得の把握と源泉徴収のため、国税当局の協力が不可欠

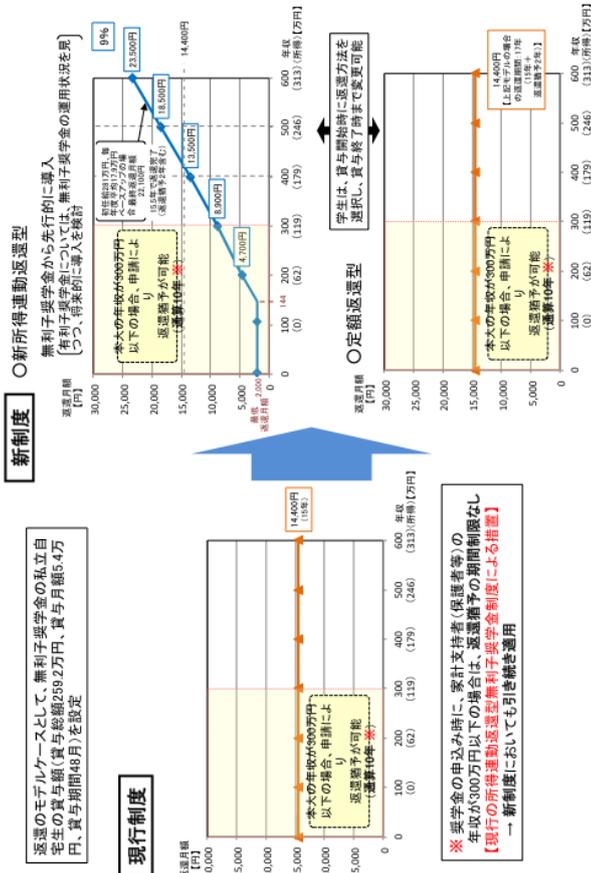
所得連動型ローンのメリットとデメリット

- * 教育投資のリスク、不確実性による返済の不安に対して、一種の保険としての機能(借り手・貸し手の双方にとって)
- * 教育資金の調達について、消費のスムーズ化の機能
- * 返済の基準が所得のみで明確
- * 「返せない」「返したくない」の区別が明確につけられる
- * 家庭の事情などが考慮されない場合がある(返済額の算定に用いる所得をどのように算出するか=収入から控除すべき金額の決定が重要)
- * 逆選抜の問題(高所得者は通常の制賦返済よりも月々の返済額が大きくなるため、高所得が期待される層には好まれない)借り手は低所得層のみの恐れ)
- * モラル・ハザードの問題(閾値以下の所得しか働かない恐れ)
- * 理論上、未返済が生じる可能性が高い(閾値、帳消しなどによる)
- * 海外居住者から徴収ができない
- * 低所得ほど月々の返済額は少ないが、有利子の場合返済総額は大きくなる
- * 個人の所得か、家族の所得か(専業主婦・主夫の場合)
- * リスク・プール型(借り手全員でリスク=未返済額を分担)
- * リスク・シェア型(公的負担によりリスクを負担)

日本における奨学金をめぐる状況

- * 日本学生支援機構奨学金の回収強化と社会的反発
- * 奨学金の回収率は新規では95%以上
- * 返還免除は1997年度に教育職について廃止、2004年度に研究職について廃止、以降大学院の優秀者免除のみ(金額1割、半額2割が対象)
- * 大学授業料減免制度の拡大
- * 大学独自給付奨学金の拡大
- * 文部科学省「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」2014年8月
 - * ローン回収スキームの改革 所得連動型返還制度の導入
 - * 給付奨学金の必要性
 - * 情報ギャップへの対応
- * 文部科学省「所得連動型返還制度奨学金有識者会議」2015年9月～
 - * 審議まとめ案(2016年8月)

新制度における返還イメージ



新たな所得連動型奨学金制度の創設について(第一次まとめ)(概要)(案)

背景・現状

- 奨学金を受給する割合の増加(H14:31.2%→H24:52.5%)
- 奨学金返還(無利子)の約4割が年収300万円以下
- イギリス、オーストラリア、アメリカ等で所得連動型奨学金制度が導入

新制度の考え方・改善の方向性

- 奨学金の返還の負担及び不安を働き取り除くことが重要
- 特に低所得者層について、通行よりも負担が軽減される必要がある
- 奨学金制度全体の安定的運用のため、返還額の確保が必要
- 収入の増加を抑えて返還を免れるモラルハザードが生じない制度

マイナンバー制度の導入により所得に依じた返還額の決定が可能となる環境が整備

- (1) 対象となる学校種 高等学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院
- (2) 奨学金の種類 無利子奨学金から先行的に導入(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)
- (3) 奨学金申請時の家計支援の促進性 申請時の家計支持者の所得要件は設けず、全員に適用可能とする
- (4) 貸与開始年度 平成29年度新貸与者から適用
- (5) 所由に応じた返還額の決定及び返還を開始する所償額 所得が一定額となるまでは所得額にかかわらず定額(2,000円)を返還し、一定額を超えた場合には所得に依じた返還額とする
- (6) 最低返還月額 2,000円
- (7) 返還開始の申請可能所得及び年齢 申請可能所得は年収300万円以下、申請可能年齢は選挙10年(従書・働前・生活保護受給中等の場合)、その事由が終了している間は無制限) また、奨学金申請時に家計支持者の年収が300万円以下の者については、申請可能年齢を期間制限なし。
- (8) 返還率 9%
- (9) 返還上限 返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで
- (10) 所償の算出方法 課税対象所得(給与等収入 - 所得控除)

今後検討すべき事項

- (1) 新所得連動型制度について
 - ① 貸与総額の上限設定
 - ② 貸与年数の制限
 - ③ 海外居住者の所得の把握・返還方法
 - ④ アラブル・イン・イヤー等の経済情報の変化に伴う詳細設計の見直し
 - ⑤ 既に返還を開始している者等への適用
- (2) 新制度と並行して
 - ① 前払月額及び返還期間の検討
 - ② 返還金回収における返取方法
 - ③ 返還期間における一定期間経過後の返還免除制度
 - ④ 授業料減免、給付型奨学金及び予約型返還免除に関する検討
 - ⑤ 民間奨学金事業実施団体との連携及び返還終了者等による卒業貢献の促進(高所得者から低所得者への所得再分配の仕組み等)

情報ギャップの問題

- * 各国とも、授業料や奨学金は、選択肢を拡充したために、きわめて複雑な制度となっている。十分な知識や情報を持たない層とわけて奨学金の対象となる低所得層と、金融知識・情報・豊富な富裕層とのギャップが問題とされている。
- * 中国では、教育ローンの存在そのものを知らない層がかなり存在すると推定されている。
- * 利率や収益率など複雑な金融知識になると、アメリカのスクール・カウンセラーでこうした情報ギャップによって、高等教育機関の格差が生じていることが認識され、その解決策を各国とも推進しつつある。
- * 例えば、イギリスの参加拡大(Widening Participation)がその例である。また、アメリカでは、奨学金に対するガイダンスを高等教育機関に対して義務化している。日本では、こうした問題は比較的小さいと考えられるが、中学校や高校まで含めると、情報ギャップの存在は無視できない政策課題と考えられる。
- * 複雑な所得連動型返還と従来の定額返還型と選択制のため、とりわけ周知が重要

延滞者調査から

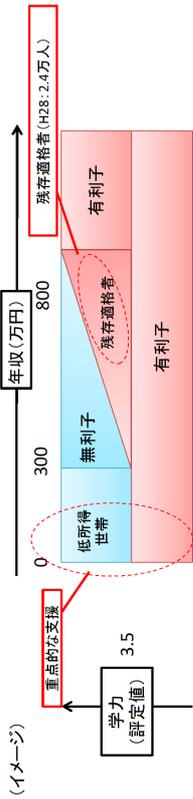


出典：平成26年度奨学金の返還者に関する属性調査結果【概要】

奨学金制度の改善・充実の全体像

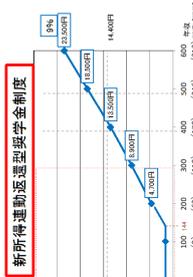
貸与者に対する対応

- 無利子奨学金の貸与の条件を満たしているにもかかわらず、貸与を受けることができない者(残存適格者)や、本当に厳しい状況にある子供たちの進学機会を確保する重点的な支援を実施する必要。



返還者に対する対応

- 所得に応じて無理なく返還できる制度(新所得連動返還型奨学金制度)の導入と返還猶予制度等の救済措置の徹底した周知活動の実施。



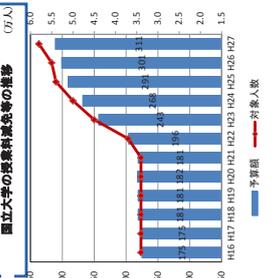
⇒ 将来的な不安や負担をできる限り軽減し、より進学しやすい奨学金制度へ

日本の大学における授業料減免事業

【意義】 経済的理山等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

＜国立大学 平成27年度予算＞
予算額：3.1億円 減免対象人数：約5.7万人

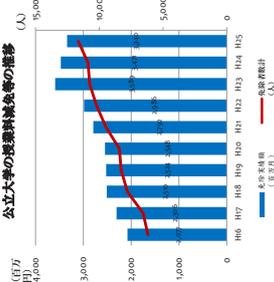
【国立大学における特徴】
文部科学省において、国立大学法人は、経済的理由により、授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等を減免など奨学奨励金を活用して支援を推進し、修学継続を確保することとして、考慮、全ての国立大学において授業料減免制度が導入されている。また、各大学において、学費減免制度の導入に際しては、各大学の規定に基づいて判断、実施。



※平成23年度以降の予算額には復興特別会計上分を含む

＜公立大学 平成25年度実績＞
実績額：約3.3億円 免除対象人数：約1.2万人

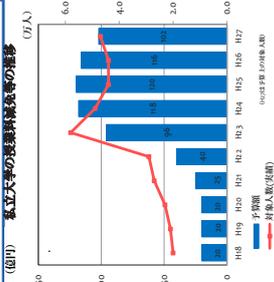
【公立大学における特徴】
公立大学は、経済的理由により、授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等を減免など奨学奨励金を活用して支援を推進し、修学継続を確保することとして、考慮、全ての公立大学において授業料減免制度が導入されている。また、各大学において、学費減免制度の導入に際しては、各大学の規定に基づいて判断、実施。



※平成23年度以降の予算額には復興特別会計上分を含む

＜私立大学 平成27年度予算＞
予算額：1.02億円 免除対象人数：約4.8万人

【私立大学における特徴】
私立大学は、経済的理由により、授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等を減免など奨学奨励金を活用して支援を推進し、修学継続を確保することとして、考慮、全ての私立大学において授業料減免制度が導入されている。また、各大学において、学費減免制度の導入に際しては、各大学の規定に基づいて判断、実施。



※平成23年度以降の予算額には復興特別会計上分を含む

高等教育進学サポートプラン

～一般総合大学共済の奨学金事業の大幅拡充～

- 趣 旨**
- ①意欲と能力がある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、進学を支援します。
 - ②誰もが安心して返還できるような、支援を充実します。
 - ③安心して奨学金を利用するための情報提供と相談体制を充実します。

進学を妨げない！～多様なメニューで進学を後押し～

給付型奨学金の創設 (H28～先行実施)

- ◆ 対象：非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生
- ◆ 在籍する専攻長による推薦 (H28は私立・自宅外生と児童養護施設退所者等のみを対象)
- ◆ 給付額：月額2～4万円 (国公私立別や通学形態による)

入学時の負担をサポート

- ◆ 日本学生支援機構(JASSO)「給付型奨学金」(給付)
- ◆ 職業実践連携施設(JASSO)に対し、一時金として24万円を給付
- ◆ JASSO入学時特別推薦奨励金(有利子)
- ◆ 都道府県学生協会の生活福祉資金貸付金(無利子)
- ◆ 希望奨励金(母子父子学務福祉資金貸付金)(無利子)

低所得世帯は、無利子奨学金の成績基準を事実的に撤廃

- ◆ 従来の要件(評定平均値3.5以上)を無利子奨学金に適用し、標準を満たす全ての希望者に無利子奨学金を貸与
- ◆ 貸与標準を満たす希望者全員が無利子奨学金を借りられるよう、事業規模を大幅に拡充します。

相談窓口の設置など
情報提供を強化

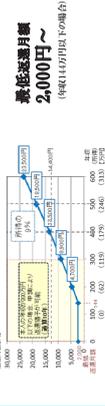
【新】 「スカラシップ・アドバイザー(原称)の養成・派遣」相談窓口の設置

- ◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、専攻長に「スカラシップ・アドバイザー(原称)」を派遣し、相談窓口の設置、配付や相談窓口の設置、制度の周知と働きかけを強化し、進学をサポートを行います。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

新たな所得連動返還型奨学金制度の導入

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入します(H29新規貸与者より)。



低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還月額が方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額額を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金の貸与利率の下限引き下げ

- ◆ (従来) 下限0.1% → (変更) 受けやすくなり、返還月額を軽減します。
- ◆ (市庫) 下限0.1%の上限を受けやすくなり、返還月額を軽減します。

※市庫に比べ返還できない場合は、奨学金の返還期限を先延ばししてできる「返還期限猶予制度」も拡充します。

中学制服、高くないですかー学校の私費負担を考えるー

朝日新聞科学医療部
錦光山雅子

公立中学制服調査の概要

- 3月23日～5月、フェイスブック、ツイッターなどのSNS(ソーシャルネットワーク)を通じ、約120校分の制服価格を収集。分析して8月下旬の紙面で紹介。提供者の大半は保護者



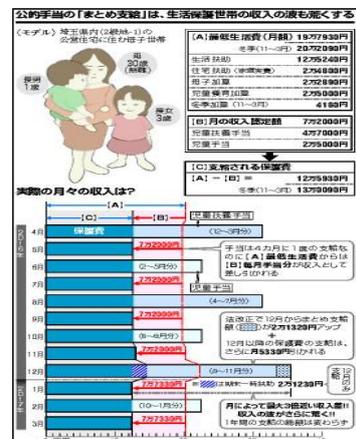
制服価格を調べる背景

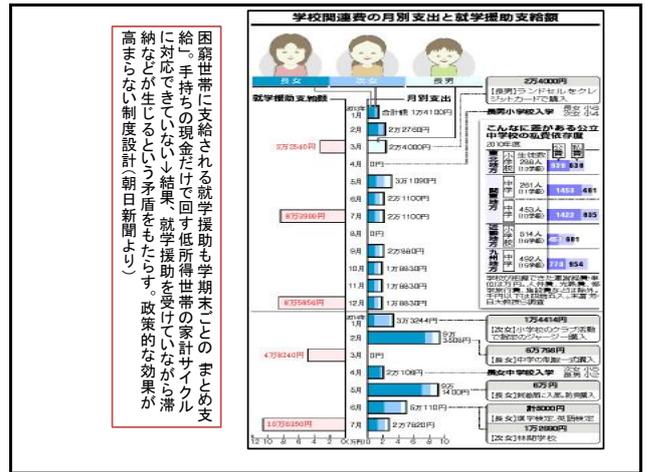
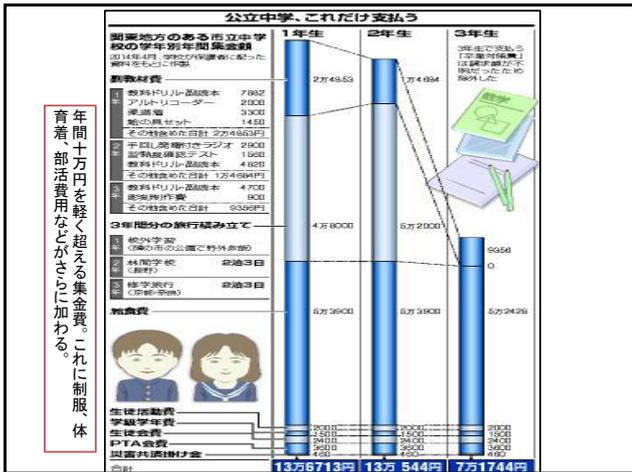
- 2014年9月、千葉県銚子市の母子家庭でひとり娘を母親が殺害
- 殺害のきっかけ→家賃滞納で強制退去決定
- 家賃滞納のきっかけ→2012年2月、ヤミ金融から7万6千円を借り入れ→返済で家計崩壊
- 千葉地裁公判での母供述「制服代など、入学準備にお金が必要になった」

低所得の子育て世帯の家計安定阻害要因、ここに焦点

- ①収入面＝非正規労働、低賃金、公的手当(児童手当、児童扶養手当など)のまとめ支給
- ②支出面＝無視できない額の義務教育の私費負担

低所得世帯の収入の波とは(朝日新聞「公的手当まとめ支給」より)





課題のまとめ

収入の問題

低所得の子育て世帯は、大なり小なり波のあるキャッシュフローの中で家計をやりくりしている

支出の問題

義務教育の私費負担の問題。制服から学用品まで、なぜこの製品をこの値段で買わなければならないのか、どうやって選んだのかという、透明性、アカウントビリティが、公金の扱い方によって圧倒的に不足

制服を始めとする私費負担の解釈

- 憲法26条2項「義務教育は、これを無償とする」
- 教育基本法の解釈について文科省の見解
 「この『無償』とは、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である」と解するのが通例である」
- つまり授業料以外は有償でもOK

制服の価格やデザインどう決まる?

公立中の価格・デザイン決定の一例

- 1 学校職員、PTA代表などにより制服検討委員会をつくる
- 2 保護者向けアンケートを実施。希望の多いデザインを把握する
- 3 業者のプレゼンを経て価格、デザイン、機能性を委員が検討
- 4 デザイン・価格を決定。地元の指定店などで販売

最近の制服の決め方は(朝日新聞から)

問題提起: 校章問題

制服価格調査で寄せられた保護者の声

「学校独自の校章が制服のジャケットやジャージについているので取扱店以外で買えない」

校章がないと、汎用性が出てきて、地元以外の取扱店でも買える

→例) 標準型詰め襟服はネットで格安で購入可

事例①大阪市立中学でデザイン変更



制服が決まるまで

2014年末に行われた、新制服の製造業者決定コンペティションを経て校内で検討。

元々、学ランとセーラー服の標準服だったが、「もっと質のいい制服にできないか」と保護者から要望があり、2年前に新しい制服の検討を始めた→標準型ならどここの店でも買えた詰め襟服が、新制服にエンブレムがついたために、取扱店でしか買えなくなった。

問題提起：価格と契約問題

制服価格調査での保護者の声

「制服が高い。全部そろえると10万円を超える」「親からの援助で何とかそろえた」

「制服を決めてから一度も価格を見直さない。業者もいつも同じ。競争している様子がない」

仙台市内の中学校

公立中学の制服価格こんなに違う

地域	制服種類	価格
仙台市太白区	ブレザー	7,360円
	セーラー服	4,828円
	詰め襟	4,324円
仙台市青葉区	ブレザー	6,700円
	セーラー服	5,364円
	詰め襟	4,672円
仙台市若林区	ブレザー	5,700円
	セーラー服	4,700円
	詰め襟	4,000円
仙台市東区	ブレザー	5,700円
	セーラー服	4,700円
	詰め襟	4,000円
仙台市宮城野区	ブレザー	5,700円
	セーラー服	4,700円
	詰め襟	4,000円
仙台市太白区	ブレザー	7,360円
	セーラー服	4,828円
	詰め襟	4,324円
仙台市青葉区	ブレザー	6,700円
	セーラー服	5,364円
	詰め襟	4,672円
仙台市若林区	ブレザー	5,700円
	セーラー服	4,700円
	詰め襟	4,000円
仙台市東区	ブレザー	5,700円
	セーラー服	4,700円
	詰め襟	4,000円
仙台市宮城野区	ブレザー	5,700円
	セーラー服	4,700円
	詰め襟	4,000円

購入例

品名	数量	単価	小計
冬服			
ブレザー	1	2万3112円	23112円
ベスト	2	9396円	18792円
スカート	3	1万5876円	47628円
ブラウス	4	5508円	22032円
リボン	5	1242円	6210円
夏服			
半袖ポロシャツ	1	1万5768円	15768円
体育着など			
ジャージ上	1	5190円	5190円
ジャージ下	1	3570円	3570円
半袖シャツ	1	5200円	5200円
ハーフパンツ	1	2370円	2370円
体育館履き兼上履	1	3400円	3400円
合計			9万7090円

朝日新聞より

購入申込書

品名	サイズ	数量	単価(円)		指定店記入欄	承り日
			税込	本体(税別)		
上着	160	1	23,112	21,400	23,112	3/21
ベスト	160	1	9,396	8,700	9,396	担当者
スカート	63-60	1	15,876	14,700	15,876	次長
ブラウス		1	5,508	1,150	1,242	冬服
リボン	160	2	1,242		5,508	
取り巻のサイズ交換は1週間以内 いただけます。			本体価格(税別)合計		55,134	代済 未代
			税込価格合計			夏服
			15,768	14,600		代済 未代
商品ですが、希望者のみ購入と			本体価格(税別)合計			整理NO.

学校、店、メーカーの言い分

販売業者は3店、いずれも値段がまったく同じ

→店の言い分「値段はメーカーと学校で決めている。店が勝手に値段を決められない」

→学校の言い分「検討委員会でメーカーから値上げを聞いて、了承した。値段は拘束はない。店でどう決定しているかは分からない」

→メーカーの言い分「拘束はしていない。お願い価格という認識」

契約について

- 1994年に、いまのデザインに変更。製造契約は1年ごとで自動更新。検討委員会を毎年開催、値下げや指定品の見直しを協議
- 取材当時の教頭の話→一度契約したら業者は変えられないと思っていた。だが、取材の質問を受け、メーカーに再度確認したところ、デザイン権は学校とメーカーが共同で所有していた。自動更新だと知らなかった。もし学校がメーカーを変えようと思ったら変えられることを知りました。
- 勉強になりましたと感謝される→契約に関する学校側の認識の度合いが伺われた

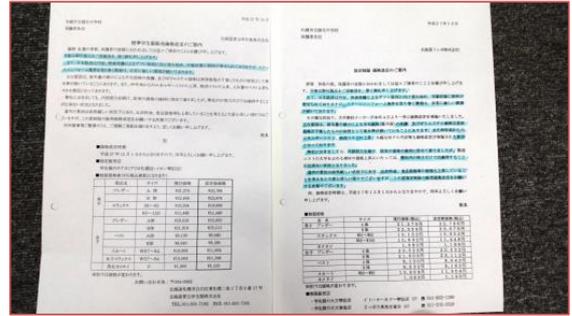
問題提起: 価格のすりあわせ

- 制服価格調査に寄せられた保護者の声
「なんでどの店に行っても値段が同じなのか？」
「談合しているのではないか」「カルテルではないのか」

札幌市内の中学校

- 日頃から疑問に思っていた母親が、学校関連の支出資料一切を朝日新聞に送付
- 2015年10月、メーカー3業者が値上げ文を送付
- 価格は各アイテム横並び
- 2社の文面がほとんど同じ
- そもそも店が値段を決めるのに、なぜメーカーが値段決定の通知を送るのか？

札幌市内の中学校



メーカーの言い分

- トンボ、菅公ともに「価格のすりあわせはまったくしてない」
- 中学教頭「値上げのお願い文書は学校を通じて配布。価格については学校はノータッチ」

競争が生じている地域



価格が比較的割安



競争・値段選択 ・安価な制服販売ができる背景

- デザインが詰め襟、セーラー服といった、汎用性の高いもの
- メーカーが複数参入している
- しかし、制服本体の値引きをおおっぴらにやっている店はまれ。付属品(ジャージ、バッグなど)の値引き、無料提供は活発。メーカーに気兼ね？

解決(妥当な値段)の模索

京都府福知山市中学校の統一制服

- 制服のデザインをおおむね統一。素材/値段は各校の判断で決定可、5年ごとに業者を見直し→標準クラス上下で2万9千円を実現

福岡県春日市の制服入札

- 3年ごとのアイテム別入札。ブレザー男子服上下で2万7千円

来年度からできる実質「値下げ」案

- ①シャツなどの指定を解除
→量販店で1000円台のシャツ購入が可能に
- ②靴やシャツはデザイン、色指定のみに
→靴などを業者のいいなりにすると、市場に出回っていないスクール品番で外堀を埋められる
- ③無用な刺繍、学年別の色指定をやめる
→お下がりが簡単に
- ④学校からのアンケートに「制服の価格改善案」を提案し続ける。

手始めに

- ①市内の学校の制服の価格を調べてみよう
(学校の入学前の説明資料、取り扱い店のチラシが一時資料)
- ②学校ごとの「差」を明らかにする
- ③学校、議員などにデータを提供
→北海道のある自治体では①~③の手法で提示し、対策のきっかけに

学校が新制服を検討し始めたら

- ①「かわいい」という理由で選ばない。学校独自のデザインはそれだけ小ロットで高くなるということを肝に銘じる。誰目線の制服なのかをいつも頭に。
- ②学校での議論は「いいもの」を「長く着る」というベクトルに反対しづらい。
- ③業者コンペではなく、入札方式が明らかに安い
- ④デザインと製造を切り分けた発注を模索すべき。長期間の「独占」を防げる→建設業界は設計と製造は切り分けて発注

学校側の問題(専門知識不足)

- 購買のノウハウを持った職員がほとんどいない→競争を生み出す仕組みを知らず、言い値で買わされている
- 「言い値でない買い方ってあるんでしょうか」(足立区中学校長のコメント)
- いったん決めたデザインや指定の範囲を簡単に変えられない
- 購買の専門家によるアドバイスが不可欠

自治体の問題(介入不足)

- 使い込みが判明しない限り、制服を始めとする、保護者負担の「私費」の世界には、ノータッチ。各校の値段、購入品の調査すらしていないところも。
- 新聞報道以後、都道府県議や市町村議の質問などを受けて独自の学校調査→議会で公表され、大きな反響を呼んだケースも
- 議員の問い合わせに関し、調査しないと答えた教育委員会も→議員が店を回って独自調査

海外の取り組み

- 英国CMA 2015年10月、各校の校長や制服納入業者などに向けた書簡を公開。制服の製造・販売業者を単独かごく少数に限定する「制限販売」の慣行を見直すよう求めた。
- 市民団体が「学校の制服」に特化した電話調査、教育省も同様の調査で追随。
- →日本は？

ありがとうございました！

お問い合わせは

kinkozan-m@asahi.com

SNS

Facebook : Masako Kinkozan

Twitter : @masakotoroji

広報資料

2016年11月3日

各位

2016年度 大学院生の研究・生活実態に関する アンケート調査報告書の概要

目次

はじめに..... 2
調査概要..... 2
1. 多くの大学院生がアルバイトに追われ、研究に支障を感じている..... 3
 ■ 週10時間以上のアルバイトに追われている大学院生が昨年よりも10%増..... 3
 ■ 大学院生の3人に1人が、アルバイトが原因で研究時間を確保できていない..... 3
 ■ 大学院生は授業料や生活費のために、やむを得ずアルバイトに従事する..... 5
2. 学費負担は重く、大学院生は奨学金の借金を背負っている..... 5
 ■ 授業料減免は未だに乏しく、大学院生は多額の授業料を支払っている..... 5
 ■ 大学院生の半数が奨学金を借入し、その4人に1人が500万円以上の借金..... 6
 ■ 借金が増えることを避けるために、奨学金を借りずにアルバイトに従事する..... 7
3. 大学院生の精神的負担は極めて重い..... 7
 ■ 学年が進むごとに借金が重なり、多くの大学院生が返済に不安を抱いている..... 7
 ■ 研究の見通しだけでなく、経済的問題、就職難に不安を抱いている..... 9
 ■ 大学改革の中での競争主義・業績主義を大学院生も実感している..... 9
4. その他の要点として、自由記述より寄せられた声..... 11
 ■ 大学院生にとって、結婚・出産・育児と研究の両立は困難を極める..... 11
 ■ 人文社会学系において、将来や研究への不安感は大きい..... 12
 ■ 研究室での雑務が多く、研究時間が割かれてしまう..... 13
 ■ 現在の高等教育政策そのものに問題意識を持つ大学院生も存在する..... 14
おわりに..... 15

全国大学院生協議会（全院協）

一橋大学内院生自治会室気付
TEL&FAX : 042(577)5679
E-Mail : zeninkyo.jimu@gmail.com
Blog: <http://zeninkyo.blog.shinobi.jp>
Twitter: @zeninkyo

はじめに

全国大学院生協議会（以下、全院協）は、大学院生のアルバイト・奨学金といった実態を把握するために、毎年「大学院生の研究・生活実態に関するアンケート」を実施しています。今年度は13回目にあたり、2016年6月11日～9月15日に実施しました。ご協力していただいた皆さまに、この場を借りてお礼申し上げます。

本調査ではこれまで、アルバイトによる研究への障害、奨学金という名の多額の借金、大学改革や厳しい就職難の中での大学院生の心理的負担について明らかにしてきました。今年度も次項より掲載するような大学院生の実態を元に、文部科学省や国会議員への要請を行います。

※本報告書は「概要版」です。全院協のウェブサイト (<http://izeninkyo.blog.shinobi.jp>) に電子媒体でも掲載しております。また、詳細な「報告書」も、2016年12月中旬ごろに掲載いたしますので、そちらも併せて御覧ください。

調査概要

(1) 調査目的

本調査は、大学院生の経済実態を客観的に把握し、もって大学院生の研究及び生活諸条件の向上に資することを目的としている。2004年度から経済実態に関するアンケート調査を行ない、それを報告書としてまとめてきた。今回の調査で13回目となる。

(2) 調査状況

- 2016年6月11日～9月15日に実施した。
- 調査は紙媒体・Web両方で行い、574名からの回答を得た（2014年度は1000人）。大学数は63国公立大学だった（2015年度は118校）。

(3) 基礎的データ

- 男女比は男性56.3%、女性42.7%、その他0.3%、回答の意思なし0.7%である。
- 年齢構成は、20～24歳が44.3%、25～29歳が31.7%、30～34歳が9.9%、35～39歳が4.5%、40歳以上が9.6%だった。
- 学年は、修士課程1年（M1）、修士課程2年（M2）、修士課程3年以上（M3・OM）がそれぞれ31.5%、24.4%、2.6%、また博士課程1年（D1）、博士課程2年（D2）、博士課程3年（D3）とそれ以上（OD、PD）が、それぞれ11.0%、10.8%、9.4%、7.8%、0.9%だった。また、研究生・聴講生・科目等履修生は1.6%だった。
- 設置形態については、国立大学法人が63.4%、公立大学が5.2%、私立大学が30.7%、その他の機関が0.7%と、国立大学法人に在籍する大学院生からの回答が特に多かった。
- 学系については、人文社会科学系、社会科学系、理・工・農学系、医・歯・薬学系、看護・保健学系、専門職大学院、その他の学系がそれぞれ、39.7%、41.1%、12.4%、0.7%、1.4%、2.4%、2.3%だった。
- 留学生は12.7%、社会人院生は16.4%だった。

1. 多くの大学院生がアルバイトに迫られ、研究に支障を感じている

大学院生の経済実態を端的に表しているのが、アルバイトの実態である。高い学費と乏しい奨学金の中、多くの大学院生がアルバイトに従事し、生活費や研究費、学費をまかなっている。

■週10時間以上のアルバイトに追われている大学院生が昨年よりも10%増

大学院生全体の79.2%が何らかのアルバイトに従事していた（RA、非常勤講師を含む。図1）。これは昨年度よりも約10%の増加（前年度69.0%）であり、4人に3人以上の大学院生がアルバイトをしていることが明らかになった。

また、一週間あたりの、従事しているアルバイトの時間を図2に示す。アルバイトに従事する大学院生の60.4%が、週に10時間以上働いていると回答した。実際に、大学院生の5人に3人が週10時間以上のアルバイトを行っている計算である。

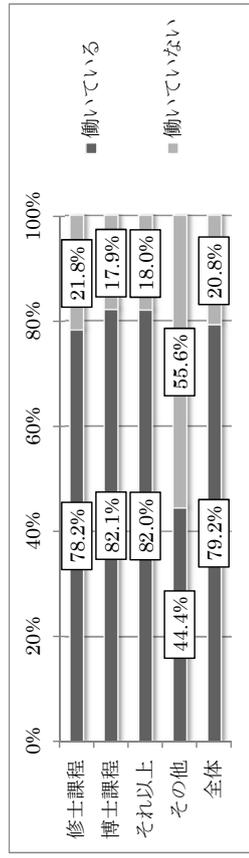


図1. 何らかのアルバイトに従事する大学院生の割合（RA、非常勤講師を含む） N=573

※「修士課程」はM1、M2、M3・OM、「博士課程」はD1、D2、D3、「それ以上」はOD、PD

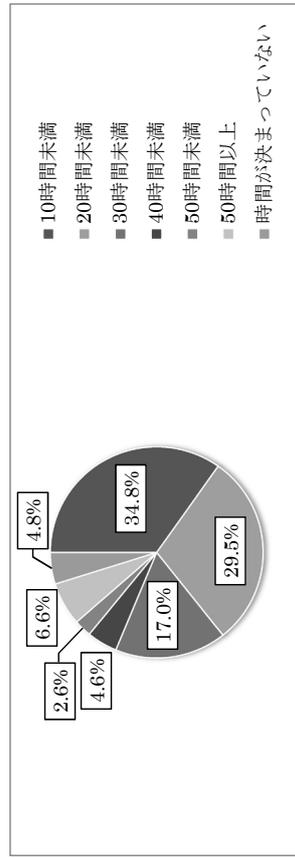


図2. アルバイト（RA、非常勤講師を含む）従事者の、週あたりのアルバイト時間 N=454

■大学院生の3人に1人が、アルバイトが原因で研究時間を確保できていない

アルバイトの負担は、大学院生が研究を進める上で大きな障害となっている。

「研究時間は十分に確保できていますか、もし確保できていない場合、その要因を教えてください。」という質問に対して、「研究時間は十分に確保できていない」という回答は42.6%にとどまった。図3に示す通り、アルバイト・仕事によって研究時間が確保できていないという回答が多く、大学院生全体の34.9%に上った。大学院生の3人に1人以上が、アルバイトによって研究時間を確保できていないと感じているのである。

自由記述からも、「経済的に余裕のある家庭で暮らしている、あるいは実家がそのような家庭

1 Research Assistant、研究補助員制度のこと。大学教員の研究補助者として大学院生が雇用される。

であるような学生しか、大学院で研究を続けるのは難しい。わたしは独り暮らしでアルバイトをしながら修士課程を過ごしたが、非常に生活が苦しく、そのままの生活で研究を続けるという人生設計は不可能だと思われた。」(D2、国立大学)といった声が寄せられた。

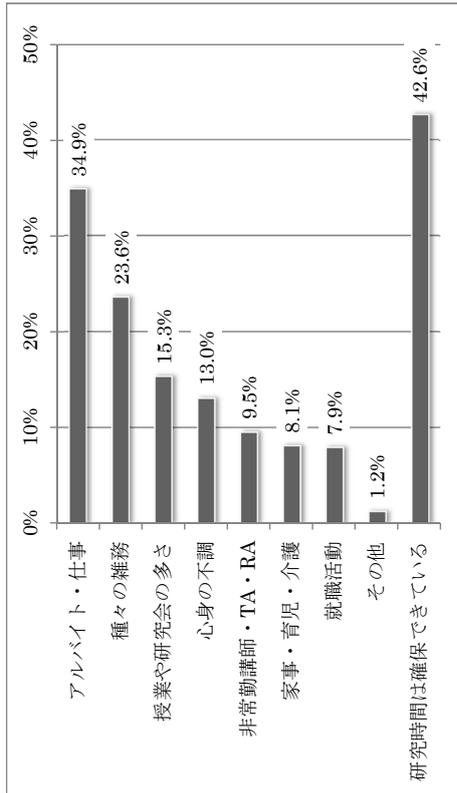


図3. 研究時間を十分に確保できていない理由 N=568 (複数回答可)

■大学院生は授業料や生活費のために、やむを得ずアルバイトに従事する

アルバイトについては、大学院生が大学での研究を継続するためにやむを得ず従事している場合が多い。一例として、学外のアルバイトの目的を図4に示す。この図では、91.0%が、「生活費・学費・研究費をまかなうため」と回答している。

また、収入の不足や学費の負担が研究に与える影響について、図5に示す。「影響はない」は33.3%であるのに対し、66.7%は何らかの影響を受けていると回答した。具体的な内容としては、「アルバイトやTA²などをしなくてはならない」が42.1%、「研究の資料・書籍を購入できない」が33.6%と続く。さらには、「授業料が払えない・滞納したことがある」という回答も7.9%あった。このため、多くの大学院生が、授業料の支払いや生活のためのアルバイトの時間と研究時間の確保との間で困難なトレードオフに直面している。

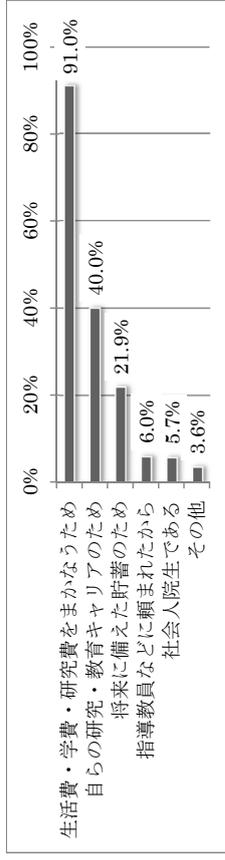


図4. 学外アルバイトに従事する大学院生の、アルバイトの目的 N=420 (複数回答可)

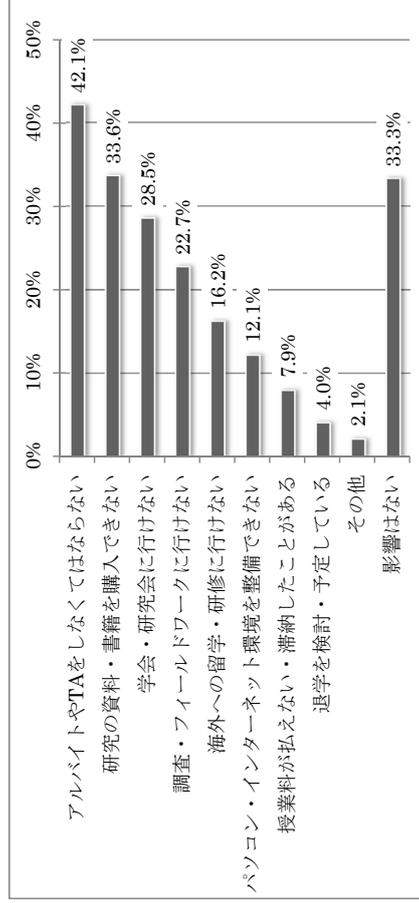


図5. 収入の不足や学費の負担が研究に与える影響 N=568 (複数回答可)

2. 学費負担は重く、大学院生は奨学金の借金を背負っている ■授業料減免は未だに乏しく、大学院生は多額の授業料を支払っている

日本は先進諸国の中でも学費負担が極めて重い。設置形態別の負担している学費の額を、図6に示す。国立大学共に「60万円未満」が最も多く、これは国立大学授業料標準額が535,800円であることを鑑みると妥当である。しかし、私立大学においては学費の重さが特に顕著であり、半数近くの46.6%が、年60万円以上の学費を支払っている。

² Teaching Assistant。大学院生が学部学生等に対し実験・演習等の教育補助業務を行い、これに対して給与を手当し、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的とした制度。

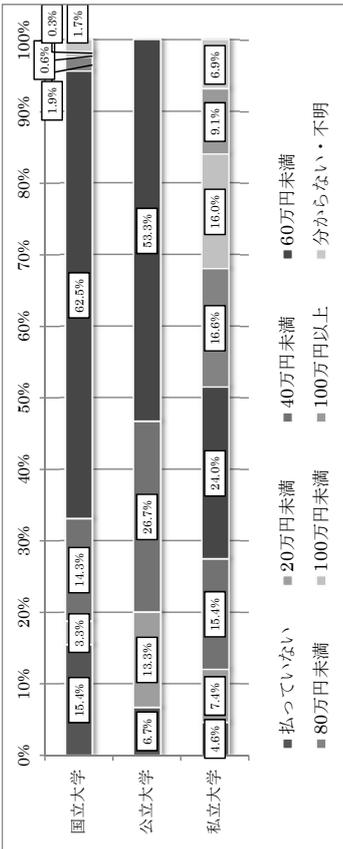


図 6. 設置形態別の負担している学費 (年額) N=570

■ 大学院生の半数が奨学金を借入し、その 4 人に 1 人が 500 万円以上の借入

給付型・貸与型問わず奨学金の利用経験がある者は、全体 59.6%であった。また全体の 41.8%が「貸与型奨学金を利用している・利用したことがあり、今後奨学金の返済がある」と回答していた (以下、奨学金借入者と記す)。奨学金借入者の借入総額を、図 7 に示す。半数近くの 45.1%が 300 万円以上の借入をしていた上、5 人に 1 人以上 (21.9%) が 500 万円以上の借入を、10 人に 1 人 (10.7%) が 700 万円以上の借入をしていた。また、1000 万円以上の借入をしている院生も 3.1%おり、大学院生の借金の重さがうかがえる。

多額の奨学金を借りている大学院生は、返済に対する不安を強く感じている。自由記述欄には、「奨学金の返済が不安。結婚は考えられない」(D1、女性、国立大学)、「返済型奨学金という制度をなくしてすべてを給付型にして欲しい。借金はかなり辛い」(M3、男性、国立大学)、「最近「奨学金の返済が困難」というニュースをよく目にする。自分自身も返済が困難にならないか、不安はある」(M2、男性、私立大学) という声が寄せられている。

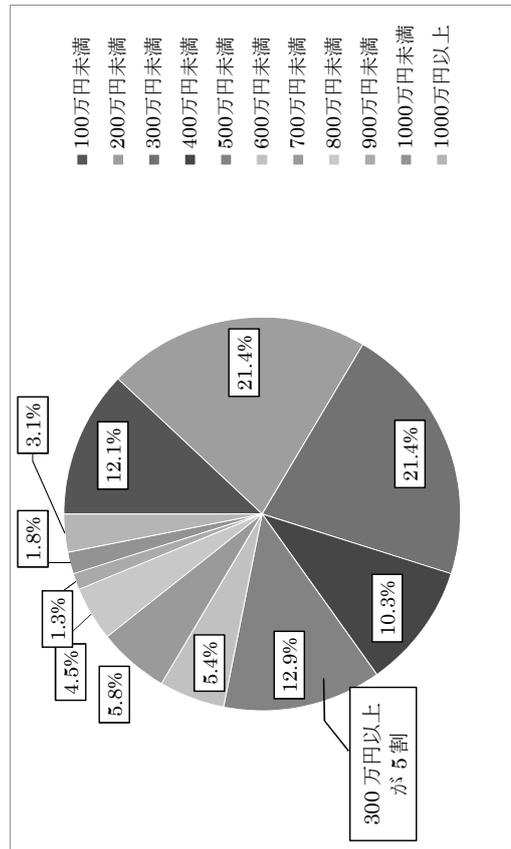


図 7. 奨学金借入者の借入総額 N=509

■ 借金が 증가することを避けるために、奨学金を借りずにアルバイトに従事する

授業料・研究費・生活費の負担主体 (表 1) をみると、授業料に関しては奨学金でまかなう者が多いが、大学院生にとって、借金を背負うことは当然大きな精神的負担を伴う。

奨学金の返済に対する不安から、研究時間を削ってアルバイトや TA・RA に従事する者も多い。特に、研究費と生活費に関しては「奨学金」よりも「アルバイト」「自らの預貯金」「TA・RA」でまかなう者が多い。多くの大学院生が奨学金の借入を避け、アルバイトや TA・RA で研究時間を削っていることがうかがえる。また、自由記述欄でも、「アルバイトにより、研究の時間が確保できないのは辛い。しかし、奨学金の返済のことを考えると、できるだけ奨学金に手を触れたいので、やらなければならない」(D2、女性、私立大学) という声が寄せられている。貸与型奨学金が、大学院生の経済支援策として根本的に不十分であることを表しているだろう。

	1位	2位	3位	4位
授業料	親・親戚の所得 (56.6%)	奨学金 (22.7%)	自らの預貯金 (21.1%)	アルバイト (17.7%)
研究費	アルバイト (38.1%)	自らの預貯金 (30.9%)	親・親戚の所得 (23.3%)	奨学金 (21.7%)
生活費	親・親戚の所得 (48.3%)	アルバイト (44.9%)	自らの預貯金 (33.0%)	TA・RA (25.5%)

表 1. 授業料、研究費、生活費の負担主体 (複数回答可、N=572)

■ 3. 大学院生の精神的負担は極めて重い

■ 学年が進むごとに借金が重なり、多くの大学院生が返済に不安を抱いている

以上までで示したような奨学金という名の重い借金は、大学院生に大きな不安感をもたらし、図 8 に表れているように、奨学金借入経験者の 86.8%が、返済への不安について「かなりあり」または「多少ある」と回答した。これは、過去のアンケートと比較して最も大きい数値である (2012 年: 81.7%、2013 年: 80.4%、2014 年: 74.7%、2015 年: 84.3%)。また、修士課程・博士課程・それ以上と進むにつれ、不安が増大している様子も読み取れる。

加えて、図 9 に表れているように、借入額が大きくなるほど返済への不安もまた大きくなる。700 万円以上の借入をしている大学院生の、91.7%が返済に不安を感じている。大学院生が、社会に出る前に大きな借金を背負うことの、心理的負担の重さを示しているだろう。

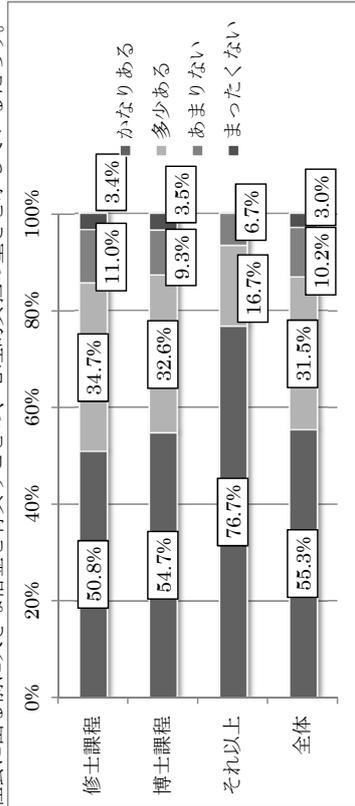


図 8. 奨学金借入経験者の、奨学金返済への不安 (課程別) N=514

※「修士課程」は M1、M2、M3・OM、「博士課程」は D1、D2、D3、「それ以上」は OD、PD

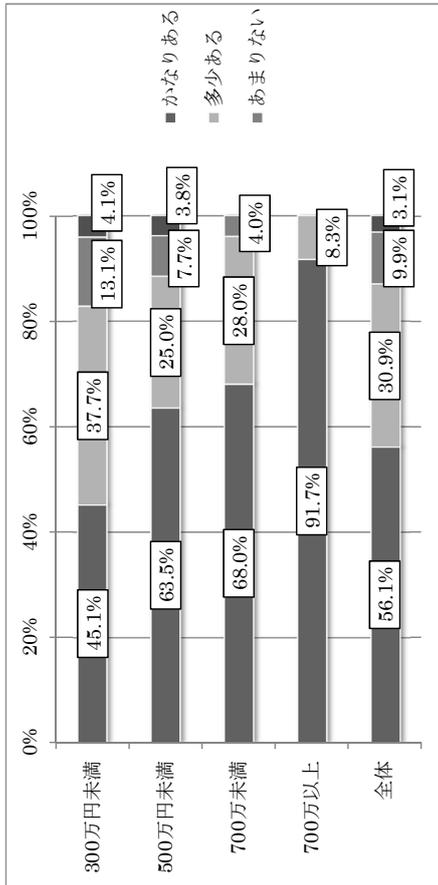


図 9. 奨学金借入経験者の、奨学金返済への不安（借入額別） N=223

■研究の見通しだけでなく、経済的問題、就職難に不安を抱いている

大学院生活での研究・生活上の懸念について、図 10 に示す。「研究の見通し」(65.7%) につづいて、「生活費・研究費の工面」(63.4%)、「就職状況」(61.7%)となっている。また、「授業料の工面」[奨学金の返済]の回答がそれぞれ 35.5%と 33.1%であったことも鑑みると、経済的困窮が大学院生にとって大きな懸念事項となっていることが示されている。当然奨学金という借金を背負っていることは今後の人生そのものについて不安を感じることもあり、そういった背景からも、「奨学金の返済が不安。結婚・出産・育児など」が 50.0%と高くなっている。自由記述からも、「奨学金の返済が不安。結婚は考えられない。」(D1、女性、国立大学)といった声が寄せられた。

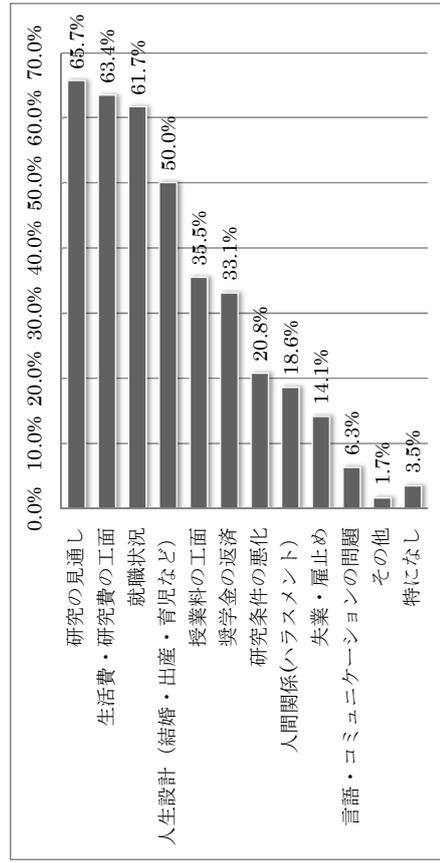


図 10. 大学院生活の懸念 N=563 (複数回答可)

■大学改革の中の競争主義・業績主義を大学院生も実感している

「大学院の成果主義・業績主義的な風潮についてどのように感じていますか。」という質問に対する、課程別の回答を図 11 に示す。

「強く感じている」、または「多少感じている」と回答した大学院生は全体で 62.9%に上る。そのうち「負担を強く感じている」が 25.5%と高い比率を占めている。これは過去のアンケートと比較して、これまでの水準に戻ったが(2012年度:29.2%、2013年度:30.9%、2014年度:28.8%、2015年度:37.5%)今後とも経過を注視していく必要がある。軍学共同や機能強化と称した競争的経費の拡大など大学「改革」が叫ばれる中で、大学院生も成果主義・業績主義の流れを実感していることが示唆されている。

自由記述からも「人文科学分野に対しても、留学制度など、面で何らかの政府の助成の充実があってしかるべきだと感じる。また、長期的な教育が必要な分野が多いため、そのためのプログラムなども、併せて充実させてほしい。すぐに成果がでて、その上、見やすすいテーマばかりになってしまいうのでは、学術研究が軽薄化してしまう。」(D1、男性、私立大学)といった、行き過ぎた競争・成果主義を危惧するような声が寄せられた。

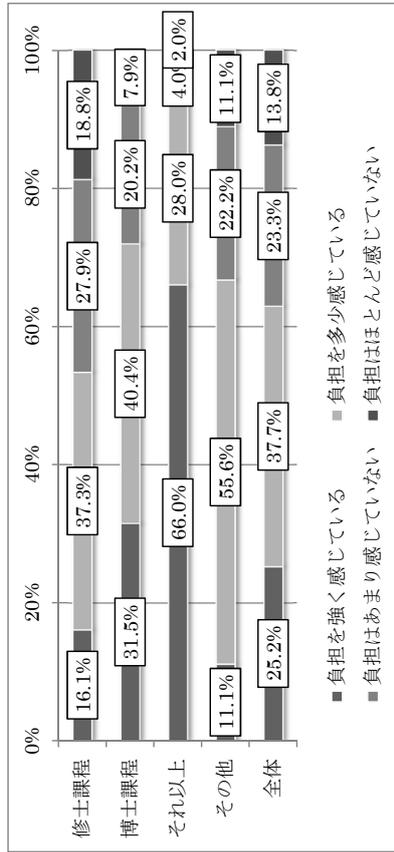


図 11. 成果主義・業績主義的な風潮についてどのように感じているか N=567

※「修士課程」は M1、M2、M3・OM、「博士課程」は D1、D2、D3、「それ以上」は OD、PD

4. その他の要点として、自由記述より寄せられた声

■大学院生にとって、結婚・出産・育児と研究の両立は困難を極める

現在直面している問題は、ライフワークバランス、妊娠・出産・育児・研究の両立です。幸せなことである妊娠・出産・育児を素直に喜べないのはなぜなのか自問している。研究を続けられるのかという自分に対する不安と同時に、周囲からの「もう研究しない人」という視線の恐怖、潜在的なハラメメントがあることを実感した。出産は博論が書けてから、あるいは就職が決まってからが良いという風潮の根強さを感じます。仮に無事に出産できても、大学院生の子供は保育園に入りくいいため、大学に保育施設があればよいのだが、所属大学にはない。周囲の育児への助けがなければ研究はできない。親の助けを得られない人もいる。制度（学振の産休・育児制度やRPD）を利用しない理由もないが、その枠の狭さからもわかるように根本的解決にはなっていない。育児が研究かのような二者択一を迫るような（大学）社会ではなく、院生の多様性を認める（大学）社会になってほしい。（D3、女性、国立大学）

学費に関しては、兄弟が多く、うち3人が自宅外大学生なので親への負担が大きく、進学を許してもらっているとはいえ非常に心苦しい。今年から母はパートを朝～昼と、夕～夜でかきもっているが、それは収入証明書には出ない要素で、さらに収入が極端に少ないというわけではないので、なかなか免除は通りにくく、金額以外の要素も少しでも多く加味できるような構造になることを望む。

また、経済的な見通しの悪さや親への負担以外に、博士課程に進学する際、留学などをして研究に本腰をいれたい時期(20代後半)と出産適齢期が被っていることも進学するか悩ましい理由のひとつである。結婚はいつでもできるが、出産は適齢期があると個人的に思う。個人的には子を産み育てることも昔から考えていた自己実現の道のひとつなので、こちらを選ぶことに現時点ではなりそう。女性研究者にとってこればかりは仕方ないのかもしれない。（M1、女性、国立大学）

国立大学の改革が学生、教職員不在で、当局の委員会で決められており、トップダウン式に変更が降ろされ、大学に振り回され、研究に集中できない。来年で支援機構の奨学金が終了するので、学費が払えるか不安。学費が高い。アルバイトと研究を両立するなら年間10万位でないと無理。また、経済的に困窮している場合の無料化の枠を拡大してもらいたい。（研究が忙しく、結婚や子育てが考えられない。）（D3、男性、国立大学）

■人文社会学系について、将来や研究への不安感は大い

現在、妊娠のため体調が思うように安定せず、研究が全くはかどっておらず焦りを感じる。学振があるため、経済的な不安は期間限定ではあるものの解消されているが、今後研究を継続していくうえで、どのように育児と研究を両立していくのか不安が常にある。私の所属する大学では、学生への育児支援が全くなされておらず、具体的に何かしようという姿勢もみえないため、女性研究者支援など口先だけで大学のシステムから否応にも排除されていくように感じる。

また、学費がやたら高いのが本当に困る。今後さらに値上がり傾向にいくのではないかと心配。一般的な稼ぎのある配偶者がいるために、授業料免除もなかなか認められず、それが本当に解せない。私の研究費や授業料は、配偶者の稼ぎとは全く無関係であり、別会計なのに。今後子供の養育費などにもお金が必要になるなか、大学院を卒業するまで数十万単位で授業料を払わなくてはならないと思うと、心配になる。人文系の堅視が進行するなか、今後就職先もさらに先細りするのではないかと、正直将来の展望は明るくない。大学院生を取り巻く状況は本当に厳しいと思うが、全院協のこういった活動はだからこそ価値があると思う。

(D3、女性、国立大学)

院生間の経済格差を最近特に強く感じています。とりわけ就職の厳しい人文社会科学系分野の場合、そもそも経済的に余裕のない人間が進学を選択できない状況が強まっているように思えます。競争的資金の獲得、資金の重点配分を掲げる現在の大学の戦略が、そうした経済的な余裕のない院生の根本的なフォローになるとは全く思えません。今の大学は大学院で学ぶ権利を全く保障できていないと思います。(D0、男性、国立大学)

海外の国立大学に比べ、日本の国立大学法人の授業料の高さに疑問を感じています。授業料、研究費用、生活費を確保するために修士・博士課程をつうじて学生支援機構から約500万円を借り入れましたが、文科省の推進する人文系学部の縮小・削減方針は将来の教員雇用削減に直結するものであり、自分の研究領域では定職に就くことが困難になるのでは、という不安を感じています。したがって、借入金の返済も支障が生じるであろうことを予想しています。

(D3、女性、国立大学)

■研究室での雑務が多く、研究時間が割かれてしまう

研究、生活の両方に問題がある。生活上はやはり金銭面。課程博士をとるため、今年で博士後期課程3年の2日目。正式な博士課程(3年間)が過ぎれば、奨学金がもらえないので、金銭面はとたんに苦しくなった。なお、休学中であるため、TAなど学内アルバイトは一切できない。また、非常勤については、本学は学内からは一切とらない宣言をしているため、無理である。本学はどんなに優秀であっても学内からの採用(非常勤を含め)はしない、と宣言している。

奨学金がもらえなくなった年から、生活を切り詰め、研究書籍はほぼ購入できなくなった。学外アルバイトをとも考えるが、そんな時間はとれないし、アルバイトを始めた時点で指導教員から指導してもらえない可能性が高いため、その選択肢は考えてない。

3年間で博士論文を提出できればいいのだから、文系ではほぼ無理である。私の先輩も未提出のまま、研究室を去った。また知り合いの院生は、先が見えないことと金銭面から、博士論文提出について教生悩んだ末に、ついに諦めてしまった。来年度から一般企業に就職すること。彼がもつ技術は有益であるが故に、本当にもつたないと思っているが、同時に先が見えないのは私も同じであり、説得するのにも気が引けるのが事実である。実際、私自身も同じように、研究職を目指していたことそのものをいっそう忘れてしまい、一般企業に就職した方がいいのではと思うことが多々ある。

研究室でいえば、大学に通うも研究できる時間が全くとれない。これは所属する大学や研究室レベルによると思う。私の研究室では、院生に自由はない。特に最年長にはない。大学ですることといえば、基本、“雑務”である。学部生の生活面までをも含む指導。コミュニケーションが苦手な学生がいれば、その子が話すまで忍耐強くコミュニケーションをとるなど。また、研究室イベントの実施や教員の講演のコーディネート、学会やフィールドワークに伴う旅券・宿泊の予約。その他。これらの“雑務”ばかりであり、研究に関する論文1本も読める時間は与えてもらえない。勉強は家でやれ、とのこと。修士課程ではそれを実践できていた。そのため、毎日の睡眠時間は3〜4時間だった。上記、雑務は全て無償である。金銭は一銭も発生していない。

大学へは、朝から日をまたぐ時間まで滞在している。大学から帰る時間は1時、2時は当たり前前。休日は病気でもしなければいい。勝手に休めばいいと思われだるうが、研究室として活動している以上、一人が勝手に休むわけにもいかないし、最年長となればなおさらである。そのため、家と研究室との往復で、友人と会うのですら全て断っている。ここまですて大学にいるにも関わらず、研究が進まないのは、“雑務”が大きく占めているからである。これから逃れるには、研究室そのものを変更するか、別の場所へ移動するしかない。そうならば、博士論文提出も先延ばしになるため、それはなかなか困難である。

(後略) (D3、女性、私立大学)

■現在の高等教育政策そのものに問題意識を持つ大学院生も存在する

教育・研究という、人材が命の職場において教育、研究に専念できざる状況ではもはやなく、年々環境が悪化していく現状、改革に強い憤りを感じる。極めて一部の研究分野に集中投資をすることは、一見効率がよいように考えられがちだが、すそ野の広がりのない、短期的な視野での投資は長期的には日本の研究水準の死滅を意味する。どうあがいても資源がない日本においては、豊かな人材こそが生命線なのではないか。(D0、男性、国立大)

現在博士課程に在籍しているが、競争が激しいことに不満はない。しかし、過半数の多くの奨学金の借金を背負ったまま競争を強いられ、人生を奪われる構造はあまりに不平等である。政府はアカデミックの強化と世の中の発展のために博士課程人材を増員してきたが、結果一方的に院生に多くのしわ寄せが来ていることは言うまでもない。政府に責任がないとは決して言わせない。実際私も奨学金を700万円借りて博士課程に進んだが、日々いくら努力したところで将来に対する不安、精神的苦痛は消えることなく存在し続けている。(D1、男性、国立大学)

課題はたくさんあると思いますが、人材育成に関して、大きく2つのことに危機感を募らせています。一つ目は、大学の教員(研究者)が多忙で研究および教育に時間をとれないことです。研究者が研究できないことはそれだけで損失でありますが、さらに、学生にとって、指導もあまり受けられない上に、研究者が研究する背中を見られないというのは、モチベーションの低下を加速させます。また、大学に残っても研究する時間がない現状を見ているために、アカデミックを希望しない知り合いも多くなります。この現状は、日本の発展にとって多大な損失を招くものだと思います。

もうひとつは、大学院生の経済負担が大きいことです。私自身、大学院に進学するため学部生のときにアルバイトをたくさんしてしまいました。その甲斐もあって、さらには奨学金を借りることで、大学院では研究をメインにすることができましたが、学部の勉強時間はアルバイトの分だけ少ないですし、奨学金の返済額はかなり大きくなっています。こうしたリスクをとって入る大学院でありながら、学生の受け入れ環境が整っていないところが多いというのが現状だと思います。そのような中で、さらに大学院や博士課程進学者を増やそうとしているのは、数だけにこだわっているように感じられ、理解に苦しみます。諸外国に比べて博士号取得者が少ない状況を改善する方向に進むには、圧倒的に財源やスタフが不足していると思います。貸与奨学金も、ありがたい制度ではありますが、実質上は借金と変わりません。とくに大学院では、学ぶだけでなくアウトプットをしているのですから、給付型の奨学金を増やすことが必要だと思います。(D3、女性、国立大学)

おわりに

本資料ではここまで、大学院生の経済的困窮、研究や将来に対する不安を明らかにしてきました。本アンケートの自由記述では、そういった苦境や不満を訴えるとともに、国として次世代の研究者育成をおこなうことへの問題意識が語られました。本資料を締めくくりにあたり、自らの経済環境・研究環境についての大学院生の問題意識の声を紹介します。

「生活上の問題として経済面があります。私は社会人枠で入学しました。M2になるときに休職しました。職場は大学院は自己研鑽＝無給で、大学院は社会人枠での入学のため就労していることが条件であるため一般(職業を有していない)に変更できない、よってTAやRAはできないといわれました。社会人枠の入試制度ができていたのは大変ありがたいのですが、現実の生活が経済的に不安を抱えての大学院生生活を送っています。卒業後は一定の試験を受けて合格したのちには企業に貢献することとなる予定です。大学からは「研究費は自費が当たり前」といわれ助言等支援は受けられませんでした。経済的不安の中勉強することはいつまで美德とされるのでしょうか。現代にあつては思えません。」(M3・0M、女性、国立大学)

全院協は以下の項目について11月25日に文部科学省と財務省、2月17日に国会議員・政党への要請を行います。よりよい経済環境・研究環境のもとで大学院生が研究を行うことが出来るよう、アンケートで集まった大学院生の声や実態を、しっかりと伝えていきます。

■2016年国会要請項目

1. 国際人権規約A規約第13条2項(C)にもとづく高等教育の漸進的無償化
2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充
3. 大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善
4. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充
5. 若手研究者の育児支援の充実

■参考資料

2011年以降の、全院協アンケートおよびその結果
http://zeninkyo.blog.shinobi.jp/anke_yosei_page

2011年以降の、全院協の広報誌(全院協ニュース)
http://zeninkyo.blog.shinobi.jp/news_page

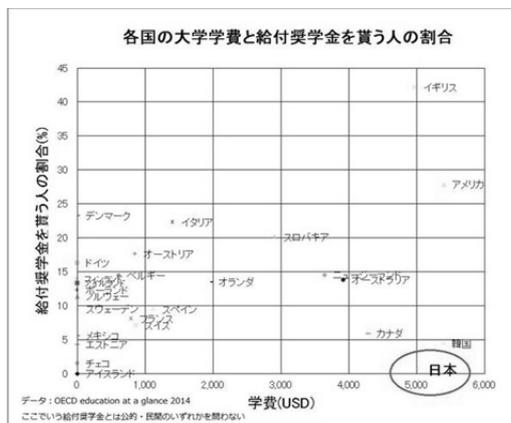
第2部 シンポジウム報告 「給付制奨学金をめぐる現在の動向」

伴 幸生 (教育の機会均等を実現する奨学金を考える連絡会)

1) 「給付型」創設を青年層の貧困化を進める「高学費と学資ローン」を変える第一歩に

「返還猶予上限5年から10年、延滞金年利10%から5%」へと制度改善がなされて以降、運動が全国化して労福協・全国会議が集約した署名は304万筆を超え、参院選で争点化していく中で、「給付型奨学金」創設へと前進した。

12月22日閣議決定された来年度政府予算案で「給付型奨学金」が盛り込まれた。OECD加盟国で給付型が存在しなかったのは日本とアイスランド(学費は無償)だけであった。2012年、国際人権規約「高等教育無償化条項」留保を撤回し、高校段階での「就学支援金制度」が導入されてから漸く大学段階での「給付制」導入となった。



「貸与を有利子から無利子へ」「貸与を給付へ」と国の政策を大きく転換させた点は大きな成果だ。しかし、2018年度からの「全面実施」に向けた先行実施分として70億円が文教予算枠で付替えられ、日本学生支援機構に「基金」を創設するとしただけで極めて限定されたものである。また、再来年度「全面実施」される給付も対象が各学年2万人、給付額も月2~4万円であり、機構からの昨年度の貸与者132万人規模の貸与依存を根本的に変えるものとはなっていない。この給付額では「貸与」との併用が大量に発生し、多くの負債を抱えたまま社会に出ていく層を作り出し、構造は変わらない。全国5千校の推薦要件は「高い学習成績」「教科外での優れた成果」という「育英」的な観点となっている。また、授業料減免も拡充されているが、高学費の私学依存の大学進学の実状には程遠いものとなっている。

一方、軍事費は1.4%増の5.1兆円と文教予算と変わらぬ規模となった。大学等研究機関への軍事技術研究は6億円から110億円に増額させ、国立大学運営交付金の配分と合わせて武器輸出拡大を推進する大学等研究機関の再編も狙われている。『わずか70億円の「給付型奨学金」に対して、軍事技術研究に110億円』では「未来への投資」としては極めて不十分なものである。

【給付型奨学金の創設：政府予算案】～来年度は部分導入、18年度からの本格実施～

各高校に最低1人分の推薦枠を割り当て(基準は文科省がガイドライン作成)、1学年約2万人が対象(残りは各校の申請者数に応じ、加配)、具体的な給付月額、自宅通学国公立大生が2万円、自宅通学私大生・下宿国公立大生が3万円、下宿私立大生が4万円。児童養護施設の出身者らは初年度に入学金相当額(24万円)を別途給付することとする。また、財源については、奨学金体系の見直し、重複施策の縮減を含めた既定経費の見直しにより捻出する。29年度は、安定的な制度運用のため、(独)日本学生支援機構に基金を新設し、先行実施に係る学生への給付財源として70億円を計上。

【第1種奨学金(無利子)枠の拡充】～成績要件を無くし、採用枠を拡充～

財源として、政府貸付金の増額による新規貸与者枠の拡充(+8,000人)のほか、安定財源を確保するまでの臨時的・過渡的な措置として、財政融資資金を活用した利子補給方式による対応を行う(成績基準の実質的撤廃:2万人、残存適格者の解消:1.6万人)。また、29年度から導入予定の「所得連動返還型奨学金制度」(マイナンバーを活用した奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する制度)について、システムの整備を28年度補正予算(第2号)で進める(28億円)。

【授業料減免対象者の拡大】

- ・国立大学法人運営費交付金 320億円⇒333億円(+4.0%) 0.2万人増(約5.9万人→約6.1万人)

・私立大学等経常費補助金 86 億円⇒102 億円 (+18.2%) 約 1 万人増 (4.8 万人→5.8 万人)。
 経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者等に対する授業料減免枠拡大
 【高校生等奨学給付金の拡充】131 億円 ⇒ 136 億円 (+3.8%)

高校生等に係る授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援 (補助率 1/3)。市町村民税非課税世帯 (全日制等) の第 1 子への給付額について、国公立 (5 万 9,500 円 →7 万 5,800 円)、私立 (6 万 7,200 円→8 万 4,000 円) とともに拡充する (第 2 子以降は既に国公立 12 万 9,700 円、私立 13 万 8,000 円となっている)。

2) 「子どもの貧困対策」は国と地方自治体の責務～地方自治体の先進例を全国に～

◆「藤沢市給付型奨学金創設へ 授業料・生活も支援 県内初」(11 月 25 日神奈川新聞抜粋)

…藤沢市が返済不要の「給付型奨学金制度」を独自に創設…大学在学中の授業料相当額に加え、入学準備金も含めた 4 年間の総支給額は最大 320 万円。…給付型奨学金を自治体が導入するのは県内初で、入学準備金も支給するのは全国でも例がないという。

市教育委員会によると、対象は▽生活保護世帯▽住民税非課税世帯▽児童養護施設一の子どもたち。大学入学に必要な入学準備金 30 万円のほか、学費月額 6 万円 (いずれも限度額) を 4 年間支給する。入学後は 3 カ月に 1 回、市職員が学生と面談。市の各部局が連携して生活や学業面などで相談に乗り、卒業まで継続的に支援する。受給者は複数人を想定しており、選定は成績基準を「5 段階評定の平均 3・1 以上」と幅広く設定。小論文と面接の結果も踏まえ、総合的に判断するという。…市は市議会 1 2 月定例会の常任委員会に方針を報告し、来年 2 月定例会で予算案を提示する意向。議会の承認を得られれば、来年 4 月にスタートさせるとしている。奨学金制度を巡っては、政府・与党が 2018 年度の本格実施を目指して制度設計を進めている。藤沢市では、2 月の市長選で再選した鈴木恒夫市長が給付型の創設を公約に掲げていた。

3) 「奨学金問題」は将来の「雇用」を担保としており、返済開始となる労働者となってからの問題でもある。

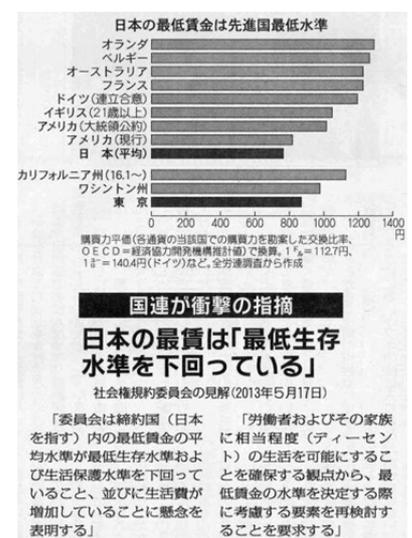
国連から「最低生存水準を下回っている」と指摘された最低賃金は 2020 年を目標に 1000 円を目指すとして、今年度の改定で全国加重平均 823 円となった (年収 170 万)。しかし、最高額の東京 932 円、最低額の沖縄 714 円と地域間格差は拡大し、「同一労働同一賃金」の掛け声とは相反する状況となっている。地域別賃金制度を見直し、全国一律 1500 円で経済的困難を事由とした「奨学金返還猶予適用基準」となる年収 300 万円未満に近づく。「最低限度の生活が維持できない最賃問題」と「貸与型奨学金」の返済困難の課題は密接につながっている。

4) 今後の課題

* 税の再分配機能の強化による教育・社会保障予算の確保が必要。

* 現行の「貸与型奨学金」の制度改善が必要

- ① 緊急対策として、現行制度によって「貧困の連鎖」を余儀なくされている世代 (特に「就職氷河期世代」=40 歳代に入った) に対する手当の必要性：「返還猶予 15 年」「延滞金」充当順位見直しと「延滞金」廃止→*返還猶予 10 年遡及可能で適用しきった返済困難者も出ている
- ④ 「年限を区切った債権償却」が必要：保証人への返済を請求：日本学生支援機構が保証機関に求める代位弁済の請求件数・総額は 2010 年度の 4375 件・約 76 億 4400 万円が、14 年度には 7944 件・約 167 億 4100 万円と、それぞれ約 2 倍に膨れている。→*保証人に対する返済請求も増加が想定できる



【参考資料】

(資料1)

[雇用破壊と並行して「奨学金」制度も変化]

《80年代半ばは世界的に新自由主義政策が広がる過程》

1984年 中曽根内閣…国鉄「分割・民営化」をはじめ、
新自由主義路線へと大きく転換した。雇用では
労働者派遣法制定(適用13業種)

1990年 バブル経済崩壊へ

1999年 橋本内閣→「金融自由化」、派遣法の対象
業務拡大:原則自由化、

2003年 派遣法:原則禁止されていた「製造業派遣」
を解禁《不安定・低賃金雇用の拡大》

2004年 小泉内閣:日本育英会廃止→独立行政法人
日本学生支援機構へ
「教育事業」から「金融事業」へ

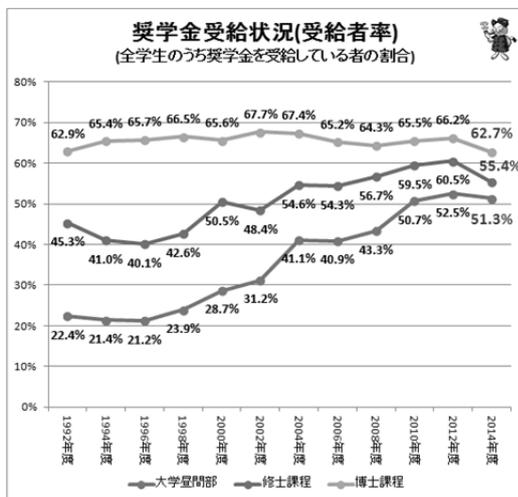
*不安定雇用が拡大し、派遣法によって「雇用責任」
が問われなくなる中で、生存権保障の基準を割り込む
「年収200万円以下の給与所得者の割合は増加
の一途をたどっている(資料2)。しかし、新自由
主義政策は更に強められていった。

*労働者派遣法の改悪が進められ(労働者保護規制が
なくなり、業法の性格が強まる)、非正規雇用も拡大
を続けた(資料3)

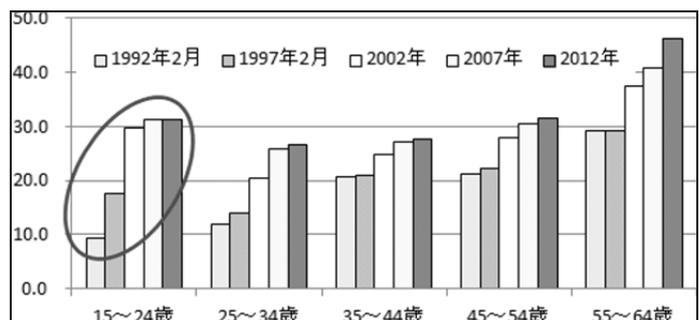
*非正規雇用は労働者全体の3分の1を超え、過去最高の水準になって
いる。特に15~24歳の若年層では、2000年代から大きく上昇(厚労
省)→55~64歳の年齢層は60歳定年後の「再雇用」が反映してい
ることも考慮すると、若年層・青年層の非正規雇用の拡大が「若者の貧
困化」の主因と考えるのが妥当(資料4)

*雇用破壊と所得の低下が進行する中、資料5のように大学学部生の「奨
学金受給者」は急速に増加する。

(資料5)



(資料4)



有利子奨学金(第2種)を創設、一部給付
の特別貸与制度廃止
➡国会付帯決議「無利子が基本、有利子は
補完措置、財政好転すれば廃止」

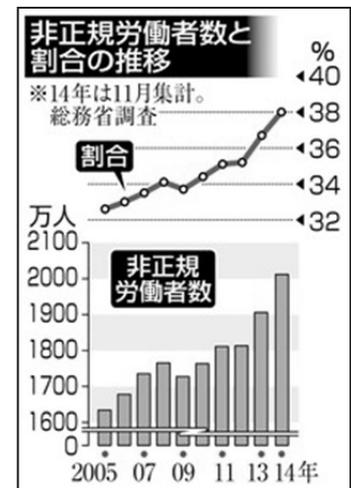
大型選択制の有利子奨学金を創設(きぼう
21)、教職・研究職の返還免除制度廃止

・独法中期目標 『延滞額5年で半減、前
年比15%以上削減』『未達成なら廃止も』
・独法整理合理化計画(2007年12月24
日閣議決定)「有利子金利3%上限『見直し』
検討、民間委託推進、回収率向上策」

(資料2)



(資料3)





「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク 2017年度の予定

■ 子どもの貧困対策情報交換会

「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワークでは、政府・自治体、そして各地域でどのような「子どもの貧困対策」を展開していくのか、みなさまと一緒に情報を共有し、率直に意見交換しながら考える場・ネットワーキングの場として、法律の施行月（1月）、制定月（6月）に「子どもの貧困対策情報交換会」を、また、秋には「子どもの貧困対策実践交流会」を開催いたします。

「子どもの貧困対策」について、一緒に考える機会にしたいと思っておりますので、ぜひ、ご予定ください。

2017年 6月 子どもの貧困対策情報交換会

11月 子どもの貧困対策実践交流会

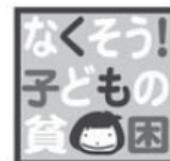
2018年 1月 子どもの貧困対策情報交換会

■ 9月 「子どもの貧困」を考える映画会

・主催：「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク

・助成：公益財団法人 キリン福祉財団

「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク紹介



日本における子どもの貧困解決を目的として、
2010年に設立された個人参加のネットワークです。

子どもたち・若者たちが、
お金がないことで、
かなしい思い・つらい体験をすることのない
社会をつくる

「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワークは、
メーリングリストでの情報発信・共有、相互交流などを中心に、
ゆるやかなつながりで運営されています。

ホームページの「登録フォーム」よりお申し込みください。

ホームページ <http://end-childpoverty.jp>

発行 2017年1月
発行者 「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク
連絡先 〒352-8558
埼玉県新座市北野 1-2-26
立教大学コミュニティ福祉学部 湯澤直美研究室 気付
代表電話 070-6576-3495
メールアドレス mail@end-childpoverty.jp